重要事項説明書(訪問リハビリテーション)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話:0544-23-5155

担当:リハビリテーション科 訪問リハビリテーション係

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 事業者の概要

(1) 訪問リハビリテーション事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	一般財団法人富士脳障害研究所附属病院
事業所の所在地	富士宮市杉田270-12
電話番号	0 5 4 4 - 2 3 - 5 1 5 5
介護保険事業所番号	2212110163
指定年月日	平成12年4月1日
通常の事業実施地域	富士市・富士宮市

(2) 職員体制

	常勤で専従	常勤で兼務	常勤以外で専従	常勤以外で兼務	計
医師		1			1
理学療法士		2			3
作業療法士					
言語聴覚士					

(3) 営業日および営業時間

平日 (月~金)	8:30~17:00
土曜日	必要時に営業
日祝日	休み

3. 指定訪問リハビリテーションの運営方針

ご利用者、ご家族の持っている不安や問題について共に考え、ご利用者、ご家族の望む在宅療養生活が継続できるようお手伝いします。

- 4. 申込からサービス提供までの流れ
 - ① 利用開始にあたり、ご利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅支援事業者にご相談下さい。
 - ② かかりつけのお医者様にご相談下さい。かかりつけのお医者様から、指定訪問リハビリテーションの指示書を出していただく必要があります。
 - ③ ケアプランとお医者様の指示書をもとに、当事業者の担当職員がご利用者のお宅に 伺い当事業者の指定訪問リハビリテーションについてご説明いたします。※指示書は3ヶ月ごとに更新が必要です。
 - ④ この説明書によりご利用者からの同意を得た後、担当職員が指定訪問リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供を開始します。

5. サービス内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下の通りです。

内容:状態の観察・血圧、脈拍の測定

機能訓練・言語訓練・摂食嚥下訓練

日常動作訓練(食事・整容・更衣・排泄・入浴)・日常動作の介助指導 コミュニケーション手段についての相談

食事の形態・食べ方や飲み込みについての指導介護指導

住宅改修や、介護用品についてのアドバイス

- ① サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- ② 指定訪問リハビリテーションを行うに当たっては、かかりつけ医による訪問リハビリ指示書に従います。
- ③ サービス提供時に、ご利用者以外のご家族等がご自宅内に居ていただく事をお願いすることがあります。(必要性については、かかりつけ医による訪問リハビリ指示書『認知症である老人の日常生活自立度判定基準』を基に判定します。)
- ④ 自宅の鍵の開け閉めは、ご利用者側でお願いします。当事業者では一切行いません。

6. 利用料金

保険料

【介護保険】

御利用者が負担する利用料金は、基本料金の1割か2割、もしくは3割です。 但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担と なります。

※認知症対応型共同生活介護、又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、 介護保険からの支払いは受けられません。

基本サービス費	訪問リハ (要介護)	308 単位/回
(1回 20 分以上)	予防訪問リハ(要支援)	298 単位/回
短期集中リハビリテーション	退院、認定日より	200 単位/日
実施加算	3ヶ月以内	
サービス提供体制強化加算(I)		6 単位/回

※1 単位の単価は、事業所所在地により異なり、富士・富士宮は7級地のため、 1 単位単価は10.17 円となります。

② 交通費

当事業者の通常の事業実施地地域にお住まいの方は、交通費は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、指定訪問リハビリテーション従事者があなたを訪問するための交通費を支払っていただきます。

③ 教材費

指定訪問リハビリテーションを提供するため使用した教材等の費用は、ご利用者 の負担となります。

④ その他の費用

指定訪問リハビリテーションを提供するため、あなたのお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者の負担となります。

7. 担当の職員

○ ご利用者はいつでも担当の指定訪問リハビリテーションを従業者の変更を申し出ることが出来ます。(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)

8. 緊急時の対応方法

○ 指定訪問リハビリテーションの提供中にあなたに容体の変化等があった場合 は、速やかにご利用者の主治医等に連絡します。

9. サービス内容に関する苦情

ご利用者は、当事業者の指定通所リハビリテーションの提供について、いつでも 苦情を申し立てることができます。ご利用者は、当事業者に苦情を申し立てたこ とにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口担当リハビリテーション科訪問リハビリテーション係電話番号0544-23-5155(8:30~17:00)

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

・市町村 富士宮市 介護障害支援課 0544-22-1141

富士市 介護保険課 0545-55-2863

・国民健康保険団体連合会 介護保険課 054-253-5590

10. 衛生管理

ご利用者様から他ご利用者様、ご利用者様自身の感染部位から感染していない部位などへの感染防止のために手洗いの励行をしております。ご自宅の洗面所等をお借りいたします。ご協力をお願い致します。

11. 事業者の内容

事業所の名称	一般財団法人富士脳障害研究所附属病院
主たる事務所の所在地	富士宮市杉田270-12
法人の種別及び名称	一般財団法人富士脳障害研究所
代表者職	理事長
代表者氏名	谷島 健生

12. 個人情報利用について

- 事業者が、ご利用者及びご家族の個人情報を利用する場合、ご本人ご家族の同意を得ます。
- 情報の管理について徹底し、同意を得た事項以外には使用しません。
 - ① サービス事業者会議での情報交換の利用
 - ② 毎月の報告書及び診療情報提供に関わるもの

※利用者の求めに応じて、介護サービスの提供記録の開示をします

20250331 版